

# ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会

〒669-1353

三田市東山898-1 東山荘内

発行責任者 婦木 治

TEL (079) 568-5771

FAX (079) 568-1081

E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

印刷所 株式会社アカツキ印刷



権利とは、闘いによって勝ち取るものであって、何もしないで与えられるようなものではありません。侵害された権利は、闘いによって回復されるのであって、何もしないで救済が得られるわけではありません。権利には、闘いがつきものなのです。権利のために闘い続けるという姿勢こそが重要なのです。

自己責任を前提とした社会では、一人ひとりが、自分の権利のあり方についても、それぞれ責任を負うことになっていきます。人は一人ひとりが別人格であり、本人しか、その本人の人生を生きてはいけなないので、本人の権利についても、その本人次第ということにしているわけです。

ところが世の中には、自分の力だけでは、自分の権利を守っていけない者(知的障害者など)もいます。そこで、その本人のために、本人のみならず、周りの者も一緒になって、本人の権利のために闘う必要がでてきます。家族や施設職員などが、知的障害者の権利のために闘う必要があるということなのです。

権利擁護とは、そういった事情によって必要とされてきたものです。それゆえ、権利擁護とは、「①本人とともに」、「②本人のために」、「③闘い続けること」だと理解するのが、

わかりやすいと思っっています。権利擁護に関して重要なことは、まず、「①本人とともに」という点です。家族や施設職員が、いくら本人のためだと思ったとしても、本人を抜きに物事を進めるのは、権利擁護の趣旨に反しています。自己決定権の尊重(憲法13条)は、権利の核心部分にあたります。権利擁護と言いつながら、本人の権利の核心を侵害するのでは、何のための権利擁護かわからなくなってしまうのです。

自己決定権を実質的に保障するには、本人らの意見表明などをふまえて、本人にとって必要な情報を公開し、いくつかの選択肢を提示することが不可欠です。意見表明の機会を与えなかつたり、情報の公開が不十分であつたり、他に選択肢がなかったりした場合には、たとえ本人が首を縦に振ったとしても、自己決定などと言えるはずがありません。

次に、「②本人のために」という点についてですが、当然そうあるべきところ、実態としては、家族のためであつたり、施設のためであつたり、行政のためであつたりもしている場面が数多く見られます。

障害年金を狙って、遠縁の親族が、後見人になろうとしている場面は、権利擁護(成年後見)を装った権利侵害(財産的虐待)の典型例です。

施設経営者寄りの第三者委員の選任なども、誰のための権利擁護(苦情解決)なのか疑わしい限りです。

行政による権利擁護(虐待防止)の研修会なども、事業実績のアリバイづくり程度のお粗末な内容では、行政のメンツを擁護するための事業と

言われかねません。

そして、「③闘い続けること」の重要性については、この点に関しては、すでに冒頭でも述べました。虐待などの場面では、積極的な介入による問題解決を検討すべきは当然です。身体的な虐待のみならず、財産的な侵害(本人預金の使い込み、年金通帳の取り込みなど)についても、見守りという名の静観ではなく、速やかに権利回復を目指すべきです。

また、消費者被害(サラ金による多重債務、悪徳商法)の場面でも、漫然と放置することなく、毅然とした態度で闘っていくべきです。もつとも、虐待や消費者被害については、福祉専門職のみならず、法律専門職(弁護士・司法書士など)との連携のもとで闘うのが有効と思われまふ。福祉と法律の両面から、本人の権利擁護を図っていくのが、時代の要請でもあります。

さらには、「③闘い続けること」のなかには、本人が置かれている社会環境の改善なども含まれると考えるべきです。「侵害の予防」や「侵害の回復」のみならず、「権利の実現」も権利擁護の重要な一面なのです。知的障害者を取り巻く社会環境がますます厳しくなってきた今、法律(障害者自立支援法など)や、予算(障害者福祉の予算の増額)や制度(成年後見制度の運用改善)を変えていくこともまた、本人の権利擁護活動の一環に他ならないと言わべきです。権利擁護とは、まさに、本人とともに、本人のために、闘い続けることなのです。



広報委員 編集人  
山崎 玲輔

本年1月21日の朝日新聞夕刊1面に大阪の入所更生施設での虐待事件が大きく報道されました。驚かれた方も多かったでしょう。どんな想いで読まれたことでしょうか。「手をつなぐ」3月号には、『またもや発覚！施設職員の虐待事件』という記事を、千葉県の差別禁止条例作りの座長だった野沢和弘氏が書かれています。

今、私達は知的な障害を持つ人たちの自己実現（その人らしい生き方）に向けてのサービス（本人支援）を生業としています。対等の関係というコトバだけが先行し、実際場面での検証を疎かにしてはいないでしょうか、自分達の行なっているサービス内容は、エンパワメントの理論に基づいたものになっているのでしょうか、毎日の勤務の連続の中で、「気付き」を忘れてしまっていないでしょうか。

今回の「県知協NEWS」では、巻頭言で、各方面でご活躍中の泉弁護士から問題提起をいただきました。「権利擁護の視点で我々の日々を点検し、福祉サービス第三者評価を受審しよう」と、二つの評価機関から原稿をいただきました。その他、権利擁護の視点での原稿も掲載しま

した。  
ぜひ、職員会議等での議題に取り上げていただき、今、自分達の生業について、検証するきっかけと「気付き」になればと思います。



**第三者評価とは？**

福祉サービスの質の評価には、大きくわけて次の3つがあります。①利用者評価、②サービスを提供する組織の自己評価、そして、③利用者や組織の利害に影響を受けない第三者評価です。今回ご紹介する福祉サービス第三者評価は、サービス提供組織や利用者といった当事者以外の中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場で行う評価です。

その特徴は、行政が行う事業の最低基準を満たしているかをチェックする「監査」とは違い、制度におけるサービスの最低基準を満たしたうえで、それを上回るサービス水準を評価するものです。この第三者評価の結果が公表されることで利用者のサービス選択に資するという目的もあります。そのため、第三者評価は、事業所が行政監査のように受ける「義務」はありません。評価にかかる費用も事業所が負担します。

兵庫県の場合、平成16年度から介護保険サービス、認知症高齢者グループホームの評価機関を順次認証し、平成17年4月から障害、児童、高齢

者措置施設等の評価が実施されるようになりました。

福祉サービス第三者評価は、平成20年3月現在、18機関が第三者評価を行っており、兵庫県社会福祉協議会も評価機関の1つです。兵庫県社会福祉協議会では、現在、5事業所の評価結果を公表しており、10事業所の訪問調査を実施しています。

**第三者評価の実施内容**

兵庫県社会福祉協議会の実施方法を例にとれば、依頼のあった事業所に訪問調査にうかがいます。訪問期間は2日間。訪問調査では、事業所で事前に実施された自己評価や事業所概要等の基本的な情報、利用者等のアンケートを事前に読み込み、それを参考に事業所を訪問して管理者や職員から話をお聞きします。サービス提供現場を拝見したり、必要に応じて各種書類等を見ながら事業所の実践内容を確認します。評価機関はそれら調査結果をもとに合議し、評価結果（案）を事業所へお示しします。事業所は評価結果（案）に対して意見があれば、挙証資料などを提出して再協議し、評価結果を決定します。

**第三者評価を受ける意義**

ここでは、事業所は第三者評価をどのように受け止め、活用すればよいのかを簡単に紹介します。

●現在求められているサービス内容を把握する

国の示した評価基準ガイドラインは、高齢者・児童・障害等の種別ごとに内容が分けられています。この評価基準を理解することで、事業所

は、利用者の立場でどのようなサービスを実施することが求められているかを知ることができます。

●自らのサービス実施内容を振り返る

第三者評価では、まず始めに、項目について事業所が自己評価を行います。日常業務の中で一旦立ち止まり、日々の業務を振り返ることで「自分たちは、なぜ、何を指して、どのように実践していくのか」を考える機会になります。ここでのポイントには、全職員が個別に評価項目の意味を考えながら自己点検し、話し合いを重ねながら事業所全体の自己評価を作成することです。職員間での考え方や価値観等の共通点や違いがはつきりし、共通認識を得ることが出来ます。

●積極的な事業所の姿勢をアピール

第三者評価の結果を公表することは義務ではないですが、公表することにより、利用者、利用者家族、地域住民、関係機関等に事業所がサービスの改善に意欲的に取り組んでいることや、積極的に情報を公開する姿勢があることを示すことにつながります。

第三者評価結果はWAMINETにて公開されていますが、事業所は改善の方向性や内容を評価結果とは別に掲載することも可能なので、具

体的に改善に向かって取り組む姿勢もアピールできます。また事業所自身が発行している広報紙等に評価を受けたことや、その結果、改善内容を掲載したり、ホームページ上で開示したりすることをおすすめします。

### 福祉サービス第三者評価を受審しよう

このように、福祉サービス第三者評価は、事業所の均質化やランク付をするものではなく事業所の自主的なサービス向上を目指すものです。こうした主旨を理解し、自発的に受審することからサービス評価は始まります。サービス評価は、事業者と利用者との関係を育て、強化していくためのものであり、今後より多くの人びとに活用されることが今、望まれています。

連絡先 兵庫県福祉サービス  
第三者評価委員会  
TEL 078124214633



### はじめに

今回、「福祉サービスの第三者評価」についてお知らせする機会を頂き、誠に有難うございます。私たちは、2004年の4月にサービス利用者を含む住民、サービスを提供する事業者、制度を構築する行政の三者協働による広域の障害者サービス第三者評価機関としてNPO法人の認証

を受け、事業を開始しました。この4年間で、障害者サービスを中心に70事業所の評価をさせていただいています。

その中で教わった「第三者評価」は、みなさんと一緒に、施設やサービスの内容をより多くの方にわかりやすくお伝えし、また、それによって施設も自分の仕事を見直すきっかけとしていただく仕事だと考えています。これを機に福祉サービスについて一緒に見直していきませんか。

### 「第三者評価の誤解と活用のポイント」

第三者評価には、より良い評価をするために大切にしている考え方や特徴があります。本来の目的にそって第三者評価を適切に実施するためには、その考え方を理解し、活用していくことが大きなポイントとなります。今回はそれらのポイントについてご紹介します。

### 「互いの気付きを大切に・・・」

まず、第一のポイントとして、第三者評価は、教えられるのではなく一緒に評価を行うということです。実際に評価を受けられる事業者の中には、評価を受けることによってより良いサービス方法や運営方法を教えて貰えるとコンサルティング機能に期待されているところがあります。これは決して直接的に教えたり教わったりするシステムではありません。第三者評価は、専門的かつ客観的な現状分析を聞くことにより、自らの気付きをもたらし、それが質

の向上へとつながっていくというものです。ですから、第三者評価を課題解決に向けての気付きの機会として捉えることで事業者には大きな成果が期待できます。

### 「事業者の特長を生かす・・・」

次に第三者評価では、「よりよいサービス」へ誘導していくことに力点が置かれています。よって、行政監査とは明らかに役割が異なります。行政監査では、満たすべき最低基準や指定基準が保たれているかを調査するため、100点を目指さなければなりません。それに対し、第三者評価では、目指すべき方法を示した誘導基準をベースに、最低基準を超えた事業者独自の工夫や取り組みを客観的に評価します。それによって、その事業者がどこに力を入れ、どのような課題があるかを表すことができ、サービスの向上や利用者の参考にできる情報となるわけです。事業者によっては、「すべてA評価でなければならぬ」と評価の点数に非常にこだわったり、「ここもあそこも出ていないことばかりだ」と指摘事項のみに執着したりすることがありますが、それは、却ってその事業者の持つ特徴を消してしまうことになり、せっかくの第三者評価の結果が、利用者への情報にも質の向上にもつながっていきません。

### 「同じ情報を共有すること・・・」

3つめは、第三者評価を実施する過程において、いろんな立場から多様な意見を出し、それを議論すること

で事業者の情報が共有できるということ。今まで、評価を行っていると、上司が知らない暗黙のルールが現場にあつたり、職員には伝わっていない定められた運営ルールが発見されたりする事がしばしばありました。日頃個別の業務に追われていた福祉現場においては、直接的な利用者に対する援助の情報は共有し、議論がされているものの、考え方やルール、仕組みを議論し共有する機会が少ないようです。また、評価を行うことは単にサービスの良し悪しを判断するのではなく、目指すべき基準に従ってどこまで達成しているかを議論し、互いに確認しあうことがとても重要です。

### 「評価が質の向上のスタート・・・」

そして、最後にもっとも大切なことは、第三者評価が「サービスの質の向上」や「利用者への情報提供」のゴールではなく、スタートの号砲であるということです。第三者評価が終了した時点では、サービスの質を向上させるべき課題や方向性が明らかになり、利用者へ提供できる一つの情報ができたということであり、決してその時点では質の向上も情報の提供も図れたとはいえません。第三者評価で得た情報を活用してこそ本来の目的が達成されるわけです。ある意味、第三者評価をはじめとするサービスの質を評価していかないということは、社会福祉基礎構造改革以来進められてきた「利用者の選択による良質かつ適切な福祉サービス」

に向けてのスタートすら出来ていないことを意味するのかも知れません。

第三者評価は、決して事業所を管理し、誘導するような権威的な政策ではありませんし、そうやってはいけません。事業所の主体的な思い(使命)と利用者のニーズの間に立ち、それを具現化するひとつの手法でなければならぬと思います。今後、第三者評価が、目指すべき社会福祉事業のターニングポイントとして、皆様に活用されることを願ってやみません。

☆ 本稿は、当機構の機関紙(2008年1月発行、No.3)の「第三者評価の窓」の原稿に加筆修正を加えたものです。

連絡先 播磨地域福祉サービステル 079128313883

# 地区情報

## 阪丹但地区

### 事務担当職員研修会を開催

新事業体系に移行した場合事務はどのようなものか、すでに移行している施設から現状などを聞かせて

もらえたらと、2月22日、三田市立総合福祉保健センターで事務担当職員の研修会を開催しました。

通所施設・入所施設各々から移行した場合を発表してもらいました。参加者は36名で、事務担当職員だけでなく施設長さんたちも参加されていました。阪丹但地区は新事業体系に移行している施設が少なく、通所施設から移行した事業所の発表は、阪丹但地区のドリム甲子園所長の三澤沢三氏にお願いしましたが、入所施設からの発表は、神戸地区です

で移行されている上野丘更生寮のサービスマン管理責任者の東慶一氏と丸山博徳氏にお願いしました。

はじめに上野丘更生寮の東氏・丸山氏から「障害者自立支援法における入所施設の新体系移行の在り方」と題して発表していただきました。

・新事業体系移行は施設改善のチャンスであり、移行にあたっては移行計画を立て準備をすべきである。

・収入にとられすぎると、人件費が増えかえって収入減になりかねないので注意が必要である。

・個別支援計画に基づき利用者一人一人に合った支援を考え事業内容を増やすと、増えただけ事務処理が増える。

など、移行するにあたっての注意点を、移行した場合の事務の大変さをお話ししていただきました。

次にドリム甲子園の三澤氏に「就業支援事業会計処理基準への対応」と題して発表していただきました。

・どういう事業所を開設するかで会計処理の方法が違ってくる。

・就労支援事業会計で処理するのか、社会福祉事業会計で処理するのか選ばなければならぬ。

・多機能事業所の場合、新体系の事業毎及び授産作業毎にそれぞれ収支計算が必要であり、非常に煩雑となる。授産作業は1本にしても良いが、そうすると夫々の授産作業の製造原価を別に計算しなければならぬのでそれも大変。

・事業が増えれば経理区分も増え事務処理が複雑になるので、会計ソフトは「部門管理」が入っているものを選んだほうが良い。又、会計単位毎に基本財産等も按分するなど事務員だけでは大変なので、出来れば計理士等に入ってもらう方が良いと思う。

など、具体例をあげて丁寧に説明していただきました。

どちらの方々も事務の大変さを話されました。こんなにも大変な事務なのに、単価に入っていないのはなぜなのか、ぜひ単価に加えてほしいと思わずにはいられなかった事務担当職員研修会でした。

三田こぶしの園 園長 酒井 悠子

## 神戸地区

### 過去の事例

県知協NEWS編集局の「権利擁護の視点に立って、我々の仕事を見直していきたい」という意向に沿って昨年起こった事例を紹介し、私の思いも少し述べることになりました。

この事例は昨年9月、年3回発行している『ヨゼフ寮たより』にも載せたものからです。

本生の最近の生活状況は3年前からK君が施設から5キロほど離れたアパートに移り住み、日中・余暇はヨゼフ寮で過ごし、朝、夕の食事面ではヘルパーさんの支援を受け一人暮らしをしています。以下が彼の蒙った出来事です。

#### 《経過》

19時00頃 警察署からK君の身柄を確保したと、施設に連絡がありました。

その際、確保の理由は下校時の女子中学生を触ったとの説明でした。

19時30分 まだ施設を退動していなかった担当者は、職場の責任者と一緒に警察署へ行き、警察側から状況説明を受け、何もしていない「誤解だった」ことを知り警察署の待合室で待っていた本生を引き取りました。

本人の様子は、前歯の入れ歯を装着しておらず視点が合いくく、動

揺している表情でした。  
20時15分 本生から状況説明をしてもらうため、現場となった公園付近に行く。  
20時30分 夕食をさせアパートまで送り、18時以降は外出しないこと等を約束する。

**本人の説明によると**…その日は、アパートと中学校の間にあるスパーに買い物に行くため公園付近を歩いていた。前方に女子中学生と犬がいた。気がついたら、人(学校の先生)が追いかけてきたため、K君は向かいの歩道に走ったと…  
**警察署によると**…K君を不審に思った女子中学生の通報で先生8人がK君を取り囲み、中学校に連れて行き、その後、通報を受けたので警察は一時身柄を保護したとのこと。

**学校の先生によると**…同日16時30分頃、女子中学生が不審者に下校途中声を掛けられていたという情報が2件あり、学校としても何かあつてはいけないとクラブ活動をしていた生徒に集団で下校するようにと伝えた。その様な状況があつたので先生達は待機をしながら、過敏になつていったとのことでした。以上の出来事を聞いた私たちは、夜も遅くなつていて、翌日、学校に向きお互いにこの出来事について意見を交換しました。

学校側も、当日、先生達は不審者情報で過敏になつていたことが挙げ

られていました。

施設側は、入れ歯を装着していなかった本生の身出しなみにも問題があつたかも知れないと反省していましたが、なぜ、女子中学生の通報で「先生8人がK君を取り囲み」「警察に通報」しなければならぬのか。この場合、先生は2人で十分であり、誰でも8人の人に囲まれたらどんな感じでしょうか？本生は会話が十分できる人で、警察に引き渡す必要は全くないケースでないかと思ひました。話せばすぐと施設に連絡できるはずであつたと思ひます。この付近にある障害者施設は限られていますので何分も掛からないで情報交換ができたのではないのでしょうか。どの人も本生と会話をするだけで「障害を持つている人」だと判る筈と思ひました。どうして、そんなことくらい分かつてくれないのでしょうか？蔑視、偏見から抜けきれないで、毛嫌いし、邪魔な存在として避けられていて、関わる姿勢が感じられませんか。学校、警察署で働く方々は一般教養も高く、残念に思ひます。

さて、施設運営に長く携わつていて地域とのこうした摩擦は今に始まつた訳でもありません。25年前、施設建設が始まつた時からそれを経験してきました。「障害者は理解できる。しかし、何か一緒にする事は困る。」そのような考えが非常に多いように思ひます。

昨今、福祉制度においても福祉教育を始め、法定施設整備、地域福祉制度、福祉人材養成制度等、発展してきたかと思ひますが、啓発活動面での成果がさっぱり上がつていないことがあると思ひます。障害者の起こす事件があるとその都度、対策が深刻化し、そして、いつの間にか沈黙化していきます。本当はこの啓発活動が平行して行われ、もつと工夫されなければならぬと思うのですが、啓発活動の難しさがありません。

この啓発活動が最終的に効果を挙げないと、障害福祉も旧態以前のままから抜け切ることが出来ないのではないかと思ひます。実はこのように思つている私たち施設も毎日の生活支援業務の内に啓発活動の取り組みは大して出来ていません。職員配置のことも無関係ではありません。ふれあい交流会、学校との交換会、トリアルウィーク、ふれあい祭り、バザー、作品展の出品、地元でのクリーン作戦、マイクロバスの貸出し、「ヨゼフたより」の発行、他季節行事、寮外活動等結構、色々積極的に参加してやつてはいるつもりなのですが、それは考えてみればほんの1施設の小々な行事に過ぎないことで何の効果もないかのようです。

それでも、施設開設から20年、地域の私たちへの様子は以前の様ではなく少し変わつて来ていると思ひます。職員構成も地域の人達なしでは

全く出来ていませんでしたし、今では、自治会、婦人会、子供会、学校、駐在所、消防署の皆さんが声掛けして下さい、地域での定着を感じてきました。地道な活動が支えてくれてることを覚えます。

障害者権利条約の実現でその意義、問われること、実行すべきこと、整備すべきこと、必要なこと等、国に求められていることは山積しているのが現情であると思ひます。

障害者の啓発には長い時間、年月が掛かりやつと、今の状態になつてきたのです。福祉、医療、教育行政への関心が高まつている今こそ、良い方向に転じて欲しいものです。

神戸市知的障害者施設連盟

岩田峰幸

(ヨゼフ寮 寮長)

**播淡地区**  
**質の高いサービスの提供のために**

知的障害者の方々に対し支援を行っている私たちにとって、利用者に対する権利侵害や虐待の報道を聞くほどつらいことはない。それが仲間施設となればなおさらである。障害者の福祉の向上という同じ事業目標を持つものとして「許せない」と

いう思いと、「施設の虐待は氷山の一角に過ぎない」「いつまで続くのか・・・」といった報道に「事前に発見できなかったのだろうか」「ごく限られた施設や職員が問題を起こしたのであって、決して構造的な問題ではない」とも思う。ところが、今回発生した事件では、施設の理念として、暴力による指導（支援ではなくあえて、指導と書く）が容認されていたと聞いた。

今ほど、施設での虐待や人権侵害が新聞紙上で取り上げられなかった時期から、職員の倫理規定をつくり虐待防止や利用者主体を訴えてこられたある施設長と当時、話をする機会があった。その施設長は、施設職員の研修会で次のようなアンケートをとる。①「これまで利用者に対し暴力を振るったことのある人」②「指導上必要に迫られ利用者に対し体罰を行ったことのある人」。①の質問に対してはほとんどの参加者が「ない」と答え②の質問には「はい」と答える人が多くなると話された。あれから10年以上の歳月が流れた。その間、呼称の問題から始まり、暴力や虐待、脱施設化と利用者の権利擁護は社会全体の問題として語られるようになった。施設では、法人の理念を定め職員倫理規定を作成し職員教育に努めてきた。ところが依然として施設での人権侵害はなくなりません。数は減少していると信じていたが。

私は、施設における虐待をはじめとする人権侵害を防ぐために、3つの視点で考えたい。先ず1点目は職員教育である。先にも書いたが、法人の理念や事業目的、職員倫理規定を明らかにし、職員すべてに教え込むことである。そして、「個別支援計画」を作成するとき、法人の理念や施設の事業目的に合致しているかどうか検討することが大切である。個人レベルで理念や事業目的が違っていれば、体罰と称した暴力が生まれなくても仕方がないと思う。

2点目は職員のセルフケアである。特に精神面のセルフケアが重要になる。利用者主体を核とした理念や目標、倫理規定は時として職員を追い込んでしまうことがある。利用者主体として、個別化を図れば図るほど職員数が足らなくなる。人員不足で上司に訴えても、現在の事業費単価ではどうにもならない。利用者から暴力を受けても「あなたの支援方法が悪い」と一蹴される。職員は仕事に対する「しんどさ」を持っていく所がない。そのような環境におかれた職員が、幾ら高い倫理性の持ち主であっても、切羽詰まった状況下で間違いを起こす可能性は高くなる。職員が「頑張ろう」だけではなく「しんどい」と言える職場環境を作ること大切だ。理念や目標、倫理規定で職員の意識を高め、現場の「しんどさ」を共有できる職員集団づく

りにより職員に心の余裕が生まれる。3点目は第三者の施設介入である。以前「施設オンブズマン」の話題がよく出ていたが、近頃ではあまり耳にしない。「オンブズマン」イコール「糾弾」というイメージがあるからだろうか。希望の郷がある加西市では、「あつたか介護相談員の派遣事業」という制度がある、事業の母体は介護保険でいうところの「介護相談員事業」である。特養、介護グループホーム、ケアハウス、老健、障害者施設に月2回、2名の相談員が入り、利用者の意見を要望として事業者に届ける。また、相談員が感じたことは所感として事業者に届ける。事業者は、利用者の意見である要望の事実調査と原因を探り、改善策を報告する。相談員はその報告どおり改善されているかチェックをするというシステムを持っている。第三者が利用者側に立って利用者の声に耳を傾け、利用者の代弁者として利用者の思いを施設に届ける。加西市における「あつたか介護相談員派遣事業」は施設における利用者の評価の1環として実施しているが、継続性を伴うことにより、施設の牽制にも繋が

る。施設における人権侵害は絶対にあつてはならない。対策として私は「風景づくり」が大切だと考える。利用者や「ちゃん」付けて呼んだり、体罰や暴言、職員が主体となって施設内を闊歩したりしているような「風景」をつくらないことが大切である。人権侵害に繋がる行為はともすると内在化する傾向にある。管理者は新たな風景が生まれないよう、利用者、家族、職員、第三者と共に常にチェックをして予防に努めることが大切だと考える。

希望の郷 施設長 蓬萊和裕

権利擁護について

研修委員会報告

研修委員長 福満久晃

障害者自立支援法が本格施行されて2年がすぎ、利用者やご家族を取り巻く状況も一転しました。利用料や食費といった利用者負担は、支援費制度の「事業所と利用者の立場は対等である」ということを、サービスの提供者と利用者（消費者）という形でよりいっそう意識して事業所も支援を進めていくことになったといえます。

一方で、大阪の施設でおこなわれていた虐待や人権侵害のニュースでは、複数の現職、元職員から、幹部が「犬や猫でもトイレのしつけをすれば出来るようになる」「利用者は動



物的な感覚を持っていて、どの職員が思いのままになるかならないか分かる」と、利用者を動物に例えて話していたと証言しており、理性、知性を持たない、本能で動く存在という意味合いと理解したとも話しています。

対等という言葉は、少なくとも利用されている人たちやご家族が感じただけでいるかどうかであり、支援・サービスを提供する立場から発するのでは意味がありません。昨年度の新任職員研修で、同志社大学の小山教授が講演「援助について」支える、支えられるの関係を考える」の中で、「対等の立場」の難しさを具体例を交えて話されたのを思い出しました。

ご自身の入院体験を例にとられ、対等であるはずの患者（ある意味お客、サービスイタ給者）が、医師や忙しく働いている看護師に遠慮してしまう、言いたいことがいえない立場である、そしてこれはまさしく、施設における利用者との関係においていえるという内容でした。

確かに、障害者自立支援法が施行されてからは、制度関係の研修が数多く開催され、新体系移行や会計の複雑さ、法律の勉強が中心となりました。その忙しさからとすれば利用者支援にしわ寄せが行ってしまっ

ていたかも知れません。しかし、だからこそ私たちはこれまで以上に、目の前にいる人たちへの支援に、力をそぐべきだと感じます。制度が複雑になればなるほど、対等だといわれれば言われるほど、目の前の人から目をそらさずに、その人の生活のしづらさを支援していくべきだと思います。

このような状況の中で、今年度は新任研修において新たに、マナーズ・アカデミー主宰 倉山寿賀子さんから基本的な知識や社会人としてのマナーを学びました。当たり前のことですが、動物じゃ決してない、心のある人間相手の仕事です。支援をさせてもらって、逆に元気をもらえる仕事です。だからこそ新任職員にも、サービスイタ給者の一人として、支援者として必要なマナーをまず何よりも学んでいただきました。同じくして、県の社会福祉協議会においてもマナー・接遇の研修が開催されたことも、人と接する上で重要なこととして改めて感じた一年でもありました。

また、神戸で行われた近畿地区知的障害者関係施設職員研修会においては、地域で支える支援として、施設・事業所だけでなく「地域で支える支援について」と題して研修会が行われ、大阪府、地域生活総合支援

センター「ゆう」の安野 壽さんが地域のネットワークについて「かかえこまない、人を集めるのがネットワークではなく、楽にするのがネットワークであり、人と人との関係がつながる」「環境調整が重要である」と話されていました。兵庫県、相談支援センター「であい」の原田和明さんからは触法知的障害者の状況や現在支援されているケースについてお話されました。支援として、「障害があるから刑をかるくしてとはいわない、障害があるがゆえの生活のわずらわしさ（不具合）を他の機関にも正しく理解してもらおうためのもの」と話されていました。また地域に「支える、支えられる」の関係があれば、触法行為につながらなかつたのではとも話されていたのが印象に残りました。

今回、この記事（権利擁護について）を依頼され、「権利擁護」について考えたとき、私たちは人を支援しているということ、いつもはげまされ、元気をもらえる人たちがどう生きたいか、どんな環境や何が必要か、を一緒に考えるということが浮かびました。研修を通して、人と接することを基本に、支える支えられる関係を周りの人たちと協力しながら構築していけるよう、今後も研修を企画していきたいと思えます。

職員部会から.....

**第3回綱引き大会**

**結果のお知らせ**

施設間の職員・利用者相互の交流、余暇支援の一環、そして新春の景気付けになればとの主旨で、18年度より綱引き大会を実施しています。開催にあたっては、上野丘さつき会に技術指導を含めた協力をいただいております。今回も寒い中、各地区より10チームの参加があり、熱戦が展開されました。

以下、試合結果などにつき報告いたします。





日・時 平成20年1月31日(木)  
10:30~14:30

場所 北神戸田園  
スポーツ公園体育館

結果 優勝 上野丘更生寮  
Aチーム

準優勝 アルーラ  
モリモリきんにくん

3位 上野丘学園

今後力自慢のチームの参加を待っています。

職員部会長 齋藤 義昭 (沢谷荘)

### 《日誌抄》

- 9月4日 第2回役員会  
まちづくり協働センター (三田市)
- 28日 福祉の集い 楠公会館 (神戸市)
- 10月19日 第56回社会福祉大会 (たつの市)
- 23日 第51回知的障害者福祉大会 郷の音ホール (三田市)
- 25日 阪丹但地区支援員研修会 (三田市)
- 30日 第2回兵庫県障害者スポーツ大会 第1回打合せ会 (加古川市)
- 11月6日 第3回役員会  
まちづくり協働センター (三田市)
- 7日 第1回播淡地区職員研修会
- 11日 第9回ハンディキャップサッカーひょうご大会
- 14~15日 近畿地区施設長会議 ホテルアフィーナ大阪 (大阪府)
- 27日 第2回職員部会  
まちづくり協働センター (三田市)
- 12月4日 臨時役員会  
まちづくり協働センター (三田市)
- 12日 自立支援法の事業説明会 県民会館 (神戸市)
- 13日 近畿地区生活支援部会 施設長会議
- 19日 高槻市立生涯学習センター (高槻市)  
第2回障害者のじぎくスポーツ大会 (第17回ひょうご・競技関係者打合せ会 加古川市役所 (加古川市)
- 1月8日 臨時役員会  
まちづくり協働センター (三田市)
- 17日 中堅職員研修会 すこやかプラザ (尼崎市)
- 18日 福祉6団体賀詞交換会 楠公会館 (神戸市)
- 26日 近畿地区グループホーム研修会 滋賀県立長寿社会福祉センター (草津市)
- 31日 網引き大会 北神戸田園スポーツ公園 (神戸市)
- 2月7~8日 第44回近畿地区知的障害関係施設職員研修会 神戸ポートピア ホテル (神戸市)
- 8日 第2回播淡地区職員研修会 姫路自治福祉会館 (姫路市)
- 3月5~6日 平成19年度TF T 部会・分科会協議会 (東京ファッション)

11日 第4回役員会  
総合福祉センター (三田市)

タウン)ピル (東京都)

### 一寸長めの編集後記

「これもひとつの支援かな」  
市街地から車で二時間、山村の集落から離れた一軒家に住むAさん母子。家事援助等々でヘルパーが入って生活を支えていた。その母親が高齢者施設への入居が決まり、Aさんをどうするか……  
みんな悩んだ。

「お母さんが退院してくるまでこの家で待っていたい……」  
皆さんなら、どうします。  
先日、「自転車がおかしいの……」  
すぐさま道具類を靴に入れ、真っ暗な山道をすっ飛ばして……  
ペタルの軸が金属疲労で壊れた自転車を見たとき、涙が出てきた。  
Aさんにとつての自転車は、人に逢える、仕事場にいける、食料確保が出来る、生き続けていく為の必需品なのだ。3年で壊れた自転車。3年走り回ってくれた自転車、Aさんが生きるために……  
そして、毎日のAさんの生活を支えるヘルパーさん達  
何より、Aさんが言った「お母さんが退院してくるまでこの家で待っていたい……」の思いに寄り添って立てた支援計画が、ぶれてなかったことなど、事務所に戻るまで涙が止まらなかった。

宝塚さざんか福祉会

地域支援センター「だんぼ」

山崎 玲輔